

(公印省略)

建築士事務所開設者及び管理建築士 各位

大分県知事指定

『開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会』 の開催について（通知）

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで、資質の維持向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上等を目指すことを目的としています。

管理建築士については、所属建築士として「建築士定期講習（法定講習）」の受講義務がありますが、本研修会においては、管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項及び社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習して頂く機会となりますし、建築士でない開設者については本研修会が唯一の学習の機会となります。

開催にあたっては、建築士法第27条の2第1項及び第2項に位置付けられた法定団体である一般社団法人大分県建築士事務所協会及び一般社団法人日本建築士事務所協会連合会が、同法第27条の2第7項に基づく研修を実施するもので、大分県知事が定期講習として指定を行なっています。

建築士事務所の開設者及び管理建築士におかれましては、これらの趣旨についてご理解をいただき、積極的に受講されますようお願いいたします。

令和4年11月8日

大分県土木建築部建築住宅課長